

# 熊取町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（平成16年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成15年度の人件費率
平成 16年度	人 43,095	千円 12,000,434	千円 80,181	千円 3,102,027	% 25.8	% 26.5

(注) 1 人件費は地方財政状況調査の数値で、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

### (2) 職員給与費の状況（平成16年度普通会計決算）

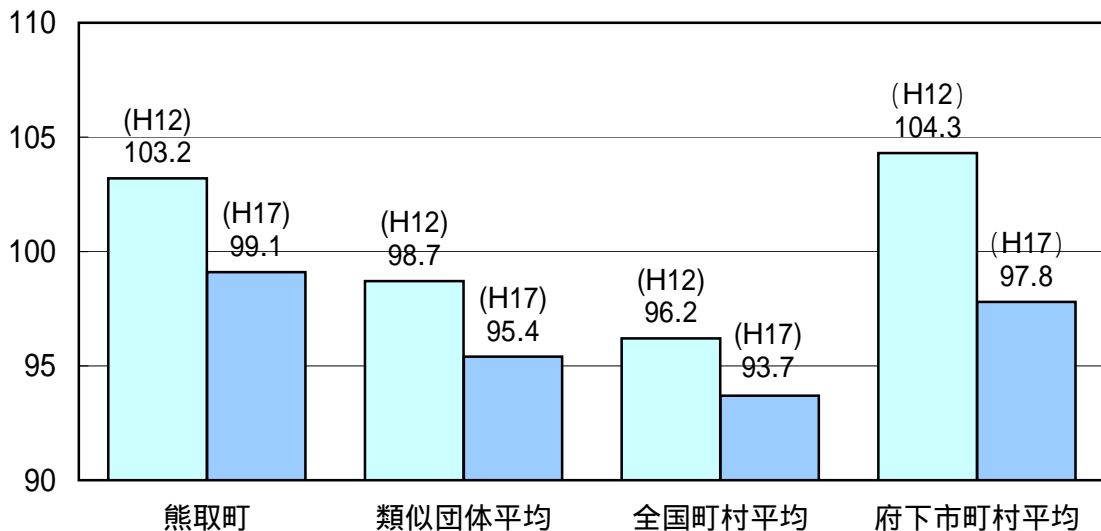
区分	職員数 A	給与			費 計 B	一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成 16年度	人 370	千円 1,463,642	千円 381,975	千円 640,507	千円 2,486,124	千円 6,719

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

### (3) 特記事項

- 町長の給料を月額3万円削減（平成15年度～）
- 助役、収入役、教育長の給料を月額2万円削減（平成15年度～）
- 部長級職員の管理職手当を10%削減（平成15年度～平成17年度）
- 課長級職員の管理職手当を7%削減（平成15年度～平成17年度）
- 主事のわたり制度を是正（平成16年度）
- 特殊勤務手当の整理縮小（18種類 8種類）（平成12年度）
- 住居手当の一律支給を廃止（平成15年度）
- 旅費の見直し（府内出張等日当の廃止）（平成11年度）

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



本町は、国の水準を下回っています。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数であり、単純に人件費を比較したものではありません。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 府下市町村平均には、大阪市を含みません（以下同様）。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊取町	歳 39.7	円 325,900	433,054 円
			386,850 円
府下市町村 平均	歳 44.3	円 364,963	480,537 円
			445,360 円
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似 団体	歳 42.3	円 337,687	403,636 円
			380,010 円

#### 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊取町	歳 46.6	円 318,100	369,443 円
			360,986 円
府下市町村平均	歳 45.4	円 336,874	423,781 円
			395,789 円
国	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体	歳 47.0	円 281,274	312,839 円
			303,684 円
民間事業者平均	歳 53.2	-	円 419,755

(注)

- 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 民間事業者平均については、「職員の給与等に関する報告及び勧告（平成17年10月）大阪府人事委員会」より引用しています。

### (2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区分		熊取町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	184,400 円	198,600 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	154,300 円	170,700 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	154,300 円	170,700 円	-	-
	中学卒	138,800 円	148,500 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（17年4月1日現在）

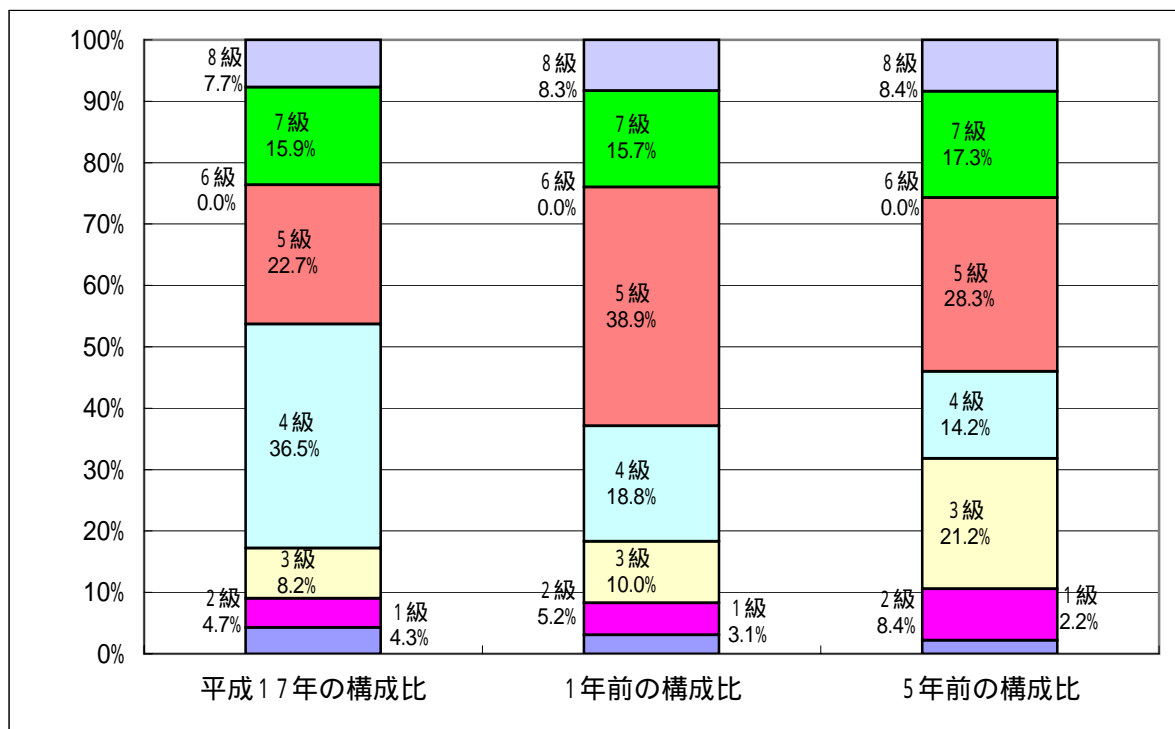
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,800 円	313,100 円	348,600 円
	高校卒	234,600 円	279,400 円	321,100 円
技能労務職	高校卒	221,100 円	269,300 円	313,100 円
	中学卒	205,700 円	253,700 円	296,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	10 人	4.3 %
2 級	主事	11 人	4.7 %
3 級	主事	19 人	8.2 %
4 級	主事	85 人	36.5 %
5 級	係長、主任、主担	53 人	22.7 %
6 級	課長代理	0 人	0.0 %
7 級	課長	37 人	15.9 %
8 級	部長	18 人	7.7 %

- (注) 1 熊取町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A	人 409
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 15
	比 率 B / A	% 3.7
15年度	職 員 数 A	人 413
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 13
	比 率 B / A	% 3.1

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

熊取町		国	
1人当たり平均支給額(16年度)		-	
1,689 千円			
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分	3.0 月分	1.4 月分
(1.6) 月分	(0.7) 月分	(1.6) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(17年4月1日現在)

熊取町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給	1号給)				

**(3) 調整手当 ( 17年4月1日現在 )**

支給実績(16年度決算)		163,651 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		400,124 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
熊取町	10 %	411 人	- %

**(4) 特殊勤務手当 ( 17年4月1日現在 )**

支給実績(16年度決算)		2,707 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		47,477 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		15.7 %	
手当の種類(手当数)		8 (府下市町村の平均手当数は18.5)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職員	感染症患者等救護業務	日額500円
道路上等作業手当	技能労務職員	道路公園等での清掃・現場作業	日額200円、1月3,000円以内
塵中作業手当	一般行政職員、技能労務職員	清掃工場棟内作業	日額300円、1月5,000円以内
死獣収集作業手当	技能労務職員	死獣収集作業	1件あたり300円
行旅死亡人収集作業手当	一般行政職員、技能労務職員	行旅死亡人収集作業	1件あたり1,000円
夜間勤務手当	消防職員	夜間勤務	1勤務あたり200円
救急業務手当	消防職員	救急搬送業務	1件あたり200円。救急救命業務を伴う搬送業務については、1件あたり400円
火災消火業務手当	消防職員	火災消火業務	1件あたり300円

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績(16年度決算)	91,213 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	252 千円
支給実績(15年度決算)	113,742 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	316 千円

(6) その他の手当 ( 17年4月1日現在 )

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	配偶者:13,500円 配偶者以外: 1人目:6,000円(扶養している配偶者有)、6,500円(扶養していない配偶者有)、11,000円(配偶者無) 2人目:6,000円 3人目以降:1人5,000円 16~22歳の子1人つき 5,000円加算	同		51,978 千円	225,991 円
住居手当	持ち家で世帯主の場合は新築・購入後5年までに限り2,500円 借家で家賃を支払っている場合は27,000円を限度として支給 上記以外は支給なし	同		13,584 千円	138,612 円
通勤手当	交通機関利用者は55,000円を限度として支給 自動車など交通用具利用者は通勤距離に応じて2,000円から24,500円の間で支給	異	通勤距離2km未満に対して2,000円支給	20,381 千円	50,076 円
管理職手当	部長級:45,000円 課長級:37,200円 保育所長:34,410円 係長級:20,000円	異	左のとおり	49,686 千円	368,044 円

5 特別職の報酬等の状況 ( 17年4月1日現在 )

区分		給 料		月 額		等
給料	町 長	800,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	助 役	680,000	円	895,000 円 /	642,400 円	
	収 入 役	630,000	円	745,000 円 /	580,500 円	
報酬	議 長	350,000	円	690,000 円 /	559,400 円	
	副 議 長	320,000	円	442,000 円 /	298,000 円	
	議 員	300,000	円	388,000 円 /	245,000 円	
期末手当	町 長	(16年度支給割合)				
	助 役	4.4	月分			
退職手当	議 長	(16年度支給割合)				
	副 議 長	4.4	月分			
退職手当	町 長	(算定方式)		(支給時期)		
	助 役	給料月額 × 在職月数 × 30/100		任期ごと		
	収 入 役	給料月額 × 在職月数 × 20/100				
収 入 役	給料月額 × 在職月数 × 15/100					

## 6 職員数の状況

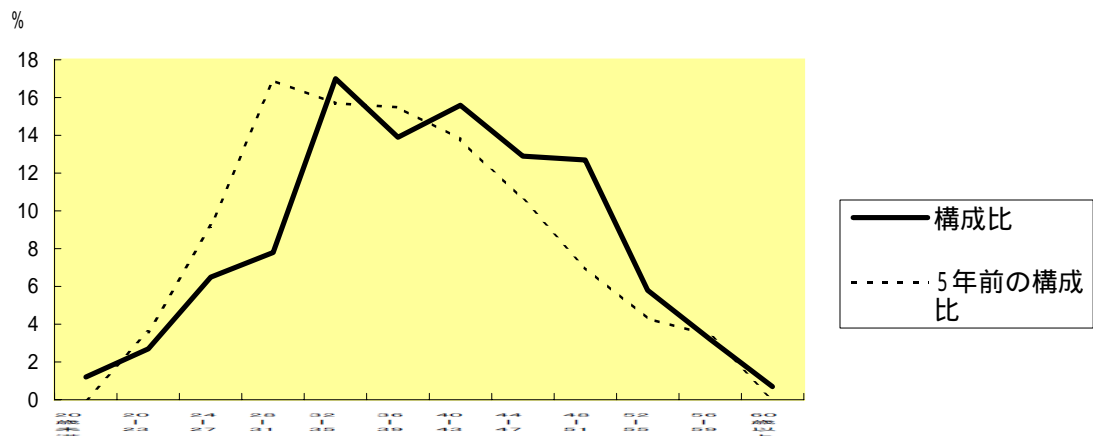
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議会	3	3		国勢調査要員等
	総務	56	58	2	
	税務	22	22		
	農林	6	6		
	商工	2	2		
	土木	48	48		
	民生	83	86	3	
	衛生	37	36	1	
小 計		257	261	4	
特 別 行 政 部 門	教育	63	60	3	退職者不補充( 2)、嘱託員化( 1)
	消防	46	47	1	
	小 計	109	107	2	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	16	15	1	
	下水道	13	13		
	その他	15	16	1	
	小 計	44	44		
合 計		410	412	2	
		[ 437 ]	[ 437 ]	[ ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 、 23歳	24歳 、 27歳	28歳 、 31歳	32歳 、 35歳	36歳 、 39歳	40歳 、 43歳	44歳 、 47歳	48歳 、 51歳	52歳 、 55歳	56歳 、 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	11人	27人	32人	70人	57人	64人	53人	52人	24人	13人	3人	411人

### (3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

#### 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成28年3月31日	30人

#### 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

本町職員は全部門の総合計で、平成17年4月1日時点、町長、助役、収入役、教育長、派遣している2名を除き、411人となっています。

今後、新規採用者数は退職者の概ね2/3以下とし、職員数の削減を図ることとしています。ただし、本町のような小規模な市町村では退職者数の年度ごとのバラツキもあり、特に、17年度からの5年間という短期間では、本年度末退職者を含んでもわずか20名となります。したがって、平成22年4月1日時点では、7人が削減目標となります。

また採用凍結を継続することは、組織の活力を維持するという観点からも避けなければなりません。

したがって、今後、一定の退職者数が見込める平成27年度までの間を定員適正化計画の期間とし、退職者の2/3以下の補充に抑制し、総職員数を30人削減することを目標とします。

#### 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

平成10年度以前は、人口増に合わせて職員を増員してきましたが、平成10年度に「職員定員管理基本方針」を策定し、職員数の抑制に努めた結果、平成10年度以降平成17年度にかけて人口が6%増加し、さらに地方分権に伴う事務移譲、町単独事業等への対応のため、体制整備が必要となりましたが、増員することなく、委託化、嘱託員化等を推進し、総数では、逆に7名の削減となりました。

#### ア 平成3年度から平成10年度への状況

	平成3年度	平成10年度	増減数	増減率（%）
職員数	357	419	62	17
人口（人）	38,224	41,405	3,181	8

#### イ 平成10年度から平成17年度への状況

	平成10年度	平成17年度	増減数	増減率（%）
職員数	419	412	7	2
人口（人）	41,405	43,724	2,319	6

人口は、各年3月末時点の住民基本台帳人口によります。

本町のような小規模団体では、一般行政、特別行政、公営企業等会計に区分して、削減計画を立てることは部門間の融通性を阻害することにもなりかねませんので、総職員数での計画としています。